

静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例の制定について

静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例を次のように定める。

令和2年6月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例

(設置)

第1条 令和2年に流行が拡大した新型コロナウイルス感染症に関連する医療、福祉、介護及び子育て・教育に係る施策の実施に要する経費の財源に充てるため、新型コロナウイルス感染症関連施策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関連する医療、福祉、介護及び子育て・教育に係る施策を推進するための寄附金
- (2) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる額
- (3) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予

算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。